

第7章 輸出許可

- 7-1 「機材購送業務に係る安全保障輸出管理について」(平成9年通達(調)第78号) 173
- 7-2 「外国為替及び外国貿易管理法等に基づく資機材の安全保障輸出管理に係る決裁手続について」(平成9年通達(総)第79号) 180
- 7-3 「輸出許可等の取得を必要とする資機材購送手続きの徹底について(依頼)」(平成6年7月6日付け調達部長通知) 181
- 7-4 「中国における輸入禁止品目に係る機材供与について」(平成元年4月24日付け総務課長通知) 195
- 7-5 「ラオスにおける外国人による車両の取り扱いについて」(平成9年12月11日付け在外事務所課長通知) 196

7-1 「機材購送業務に係る安全保障輸出管理について」

(平成9年10月1日通達(調)第78号)
(総裁から関係各部・室・事務局長あて)

国際協力事業団が購送する資機材等に係る安全保障輸出管理については、外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号)、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)その他の輸出関連法規を遵守し、政府開発援助大綱(平成4年6月30日閣議決定)に掲げる国際的な安定と平和の維持・強化並びに政府開発援助の軍事的用途及び国際紛争への使用の回避に資するため、平成9年10月1日から別紙「機材購送業務に係る安全保障輸出管理手続要領」により取り扱うこととする。

別紙

機材購送業務に係る安全保障輸出管理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)の供与する資機材等のうち、外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号)、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)その他の輸出関連法規により輸出が規制されている貨物及び技術(以下「規制貨物等」という。)の購送に係る安全保障輸出管理体制及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業部所掌案件 「技術研修員、専門家等に係る資機材の購送等及び特定案件の業務実施に関する契約等の事務の所掌特例措置について」(平成8年通達(総)第53号)記1及び2の規定に基づき、各担当事業部(青年海外協力隊事務局を含む。以下同じ。)で所掌する資機材購送案件をいう。
- (2) 援助隊事務局所掌案件 国際協力事業団組織規程(昭和50年規程第10号)第18条の2の規定に基づき、国際緊急援助隊事務局で所掌する資機材購送案件をいう。
- (3) 調達部所掌案件 資機材購送案件のうち、前2号で規定された所掌案件を除いたものをいう。
- (4) 案件担当者 前3号で規定された所掌案件の資機材購送案件担当者をいう。

(管理体制)

第3条 安全保障輸出管理に係る事業団の管理体制については、次に掲げるところによる。

- (1) 調達部長は、安全保障輸出管理責任者(以下「責任者」という。)として、事業団の資機材購送業務における安全保障輸出管理に係る企画及び調整についてその責に任ずる。
- (2) 調達部契約第一課長は、安全保障輸出管理総括担当者(以下「総括担当者」という。)として、責任者を補佐する。
- (3) 事業部所掌案件及び援助隊事務局所掌案件を担当する部局に安全保障輸出管理担当者(以下「管理担当者」という。)を置く。

(輸出許可該非確認)

第4条 案件担当者は、当該購送資機材が規制貨物等に該当するか否か（以下「該非」という。）につき次に掲げるところにより確認を行う。

- (1) 売買契約相手方に対して、当該購送資機材のメーカーの該非判定結果及び当該判定結果に基づく売買契約相手方の該非判定結果をそれぞれ様式第1号及び第2号をもって事業団に提出するよう指示する。ただし、メーカーと売買契約相手方が同一である場合には、様式第2号の提出を要しない。
- (2) 輸送業者に対して、売買契約相手方から提出された機材内訳書並びに様式第1号及び第2号に基づき、通関士としての立場からの該非判定の再確認を依頼する。
- (3) 輸送業者による該非判定結果が、第1号による売買契約相手方等によるものと異なる場合は、通商産業省に照会する等の方法により確実な該非判定結果を把握するものとする。

2 案件担当者は、前項の規定による該非の確認結果に関し、事業部所掌案件及び援助隊事務局所掌案件については管理担当者の承認を、調達部所掌案件については総括担当者の承認をそれぞれ得なければならない。

(輸出許可手続)

第5条 案件担当者は、前条の規定に基づき当該購送資機材が規制貨物等に該当すると判断された場合には、通商産業大臣への輸出許可申請のために必要な書類を整備する。

2 案件担当者は、申請に必要な書類を添付したうえで、次に掲げるところにより輸出許可申請についての決裁を得る。

- (1) 事業部所掌案件及び援助隊事務局所掌案件については、責任者及び総括担当者の合議を経たうえで、担当部長又は事務局長の決裁を得る。
- (2) 調達部所掌案件については、責任者及び総括担当者の決裁を得る。

3 案件担当者は、前項の規定により輸出許可申請についての決裁を得た後、輸送業者に対して必要書類を手交のうえ、通商産業大臣への輸出許可申請手続を指示する。

(許可取得の結果報告)

第6条 案件担当者は、許可申請の結果が判明したときは、申請年月日、許可年月日及び許可番号が明記されている許可書並びに前条第2項の決裁（写）を添付して、総括担当者に報告するものとする。

2 総括担当者は、前項に規定する報告をとりまとめて、責任者に報告するものとする。

(実績管理等)

第7条 責任者は、事業団の購送資機材に係る輸出許可申請の実績を年度毎にデータとして取りまとめ、各事業部等に提供するものとする。

2 安全保障輸出管理に係る資料は、購送案件の実施年度の翌年から10年間調達部にて保管するものとする。

3 責任者は必要に応じて職員に対し、安全保障輸出管理手続に関する研修を実施するものとする。

国際協力事業団 殿

会社名 ㊟

輸出貿易管理令及びその他法令に定める輸出許可等を取得すべき機材の確認について

【売買契約案件名】 _____

標記に関し、以下のとおり報告いたします。

(該当項目を丸で囲む)

- A. 今回の売買契約における機材には、法令に定める輸出許可等を取得すべき品目はありません。
- B. 今回の売買契約における機材のうち、表1の品目につき輸出貿易管理令に定める輸出許可を取得する必要があります。
- C. 今回の売買契約における機材のうち、表2の品目につき関税法第70条のその他法令に定める輸出許可等を取得する必要があります。

(表1)

機材 番号	商 品 名	型式・等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量
			別表1 貨物番号	別表2 貨物番号		

国際協力事業団 殿

会社名 _____ ⑤

輸出貿易管理令及びその他法令に定める輸出許可等を取得すべき機材の確認について

【売買契約案件名】 _____

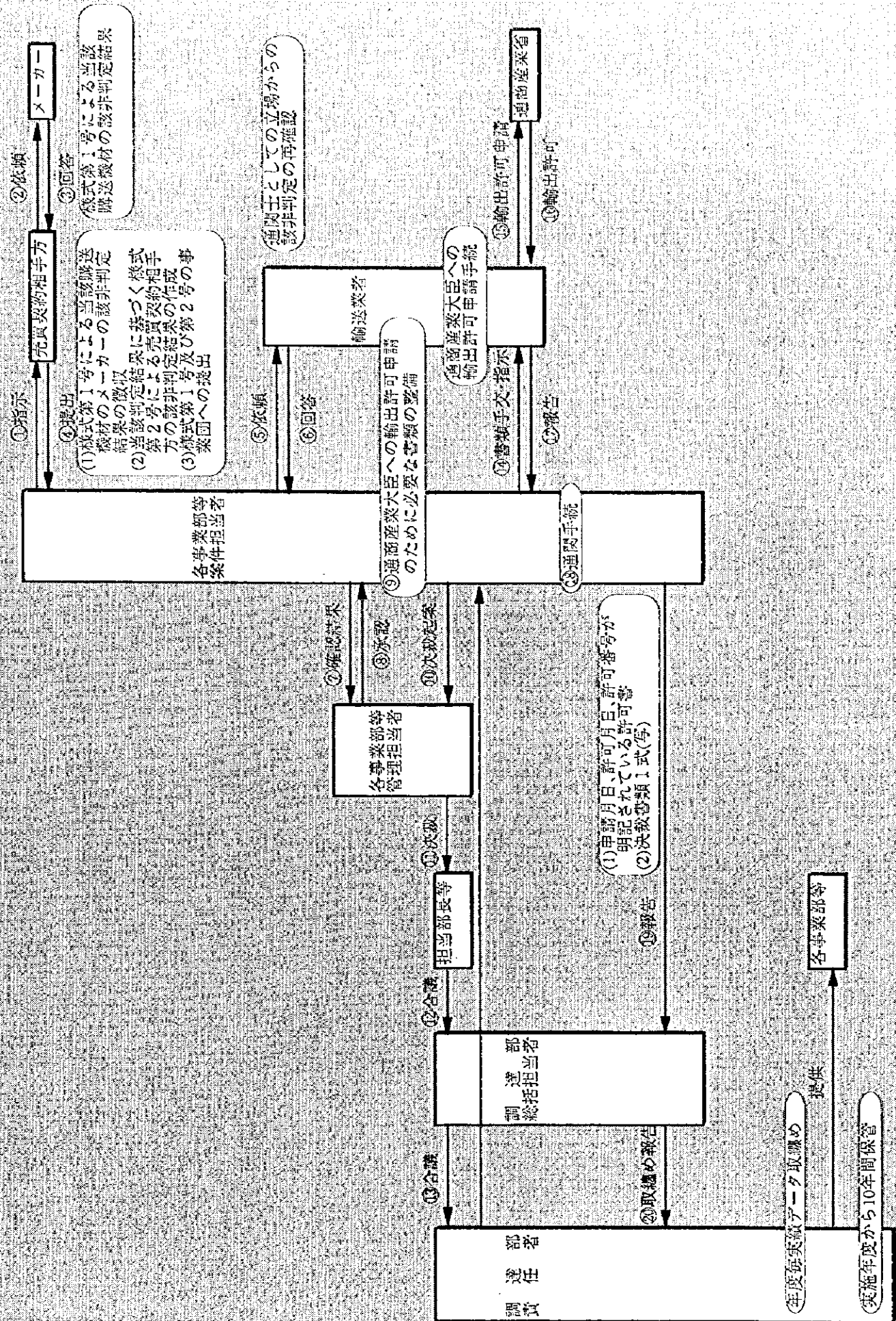
標記に関し、以下のとおり報告いたします。

(該当項目を丸で囲む)

- A. 今回の売買契約における機材には、法令に定める輸出許可等を取得すべき品目はありません。
- B. 今回の売買契約における機材のうち、表1の品目につき輸出貿易管理令に定める輸出許可を取得する必要があります。
- C. 今回の売買契約における機材のうち、表2の品目につき関税法第70条のその他法令に定める輸出許可等を取得する必要があります。

(表1)

機材 番号	商 品 名	型式及び等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	価 格		製造メーカー名
			別表1 貨物番号	別表2 貨物番号			単価	総額	



(部外秘)

7-2 「外国為替及び外国貿易管理法等に基づく資機材の安全保障輸出管理に係る決裁
手続について」

(平成9年10月1日通達(総)第79号
総裁から関係各部・室・事務局長あて)

外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)、
輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)その他輸出関連法規に基づき国際協力事業
団の供与する資機材に係る安全保障輸出管理手続を定めた「機材購送業務に係る安全保障
輸出管理について」(平成9年通達(調)第78号)別紙「機材購送業務に係る安全保障
輸出管理手続要領」第5条第2項に規定する輸出許可申請に係る決裁手続に関する取扱い
については、平成9年10月1日から下記によることとする。

なお、「外国為替及び外国貿易管理法の改正に伴う機材調達・輸送に係る事務手続につ
いて」(昭和62年通達(総)第58号)は、廃止する。

記

1 外為法第48条第1項に基づく許可取得(特定の種類の貨物の特定の地域への輸出)

必要な手続 書類	申請者名	申請書発出に係 る決裁権者	決裁伺書の合議先	起 案
事前調書	総裁	担当部長、国際 緊急援助隊事務 局長又は青年海 外協力隊事務局 長	調達部長及び調達 部契約第一課長 (ただし、調達部 が起案するものを 除く。)	国際協力事業団組織規程(昭 和50年規程第10号)及び 「技術研修員、専門家等に係 る資機材の購送等及び特定案 件の業務実施に関する契約等 の事務の所掌特例措置につい て」(平成8年通達(総)第 53号)に規定する所掌担当 事業部
輸出許可 申請書	調達部長			

2 外為法第48条第2項に基づく許可取得(特定の種類の貨物の特定の地域以外の地域
への輸出)

必要な手続 書類	申請者名	申請書発出に係 る決裁権者	決裁伺書の合議先	起 案
非該当証明 申請書	総裁	担当部長、国際 緊急援助隊事務 局長又は青年海 外協力隊事務局 長	調達部長及び調達 部契約第一課長 (ただし、調達部 が起案するものを 除く。)	国際協力事業団組織規程(昭 和50年規程第10号)及び 「技術研修員、専門家等に係 る資機材の購送等及び特定案 件の業務実施に関する契約等 の事務の所掌特例措置につい て」(平成8年通達(総)第 53号)に規定する所掌担当 事業部
輸出許可 申請書	調達部長			

7-3 「輸出許可等の取得を必要とする資機材購送手続きの徹底について（依頼）」

（平成6年7月6日付け調共第7-23号）
調達部長から関係各部長あて通知

当事業団が行う資機材の購入、輸送業務において、「輸出貿易管理令」別表第1及び別表第2に掲げる貨物を特定の地域・国に輸出する場合には、「外国為替及び外国貿易管理法（外為法）」第48条の定めにより、通産省の輸出許可を取得する必要があるほか、関税法第70条で定めるその他の輸出関連法令に該当する貨物についても、それぞれ所定の許可書や証明書等の取得が義務づけられているため、関連手続を進めるに際しては、昭和62年12月11日付通達「（総）第58号」に一部準拠しつつ、これまでも遺漏なきよう万全を期してきたところです。

しかしながら、最近、平成5年度の保健医療協力事業により実施された「ナイジェリア国ジョス大学医学部向けアフターケア機材」の中に、輸出貿易管理令別表第1に該当する品目が含まれていたにもかかわらず、通産省の輸出許可を取得することなく、船積みされていたことが税関の事後審査により判明し、通産省担当課より厳しい指導を受けると共に、事業部の当該業務に係るチェック体制を一層強化するよう強く要請される事態が発生いたしました。

本件、輸出許可の取得漏れが生じた原因は、契約相手方の商社が納入メーカーより、当該機材が輸出貿易管理令別表第1の該当品であるとの連絡を受けながら失念し、当事業団には該当品はない旨報告したことに起因するものですが、かかるケースの場合であっても、最終的には、輸出責任者（申請者）としての事業団が、結果責任を問われることとなりますので、当局の指導・要請をも十二分に踏まえつつ、可及的速やかに、関連手続に係るチェック体制の整備・強化を図ってゆくことが肝要と判断されます。

つきましては、その強化策の一つとして、今後、本件関連手続を下記のとおり取扱うことといたしますので、部内での周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

1. 輸出許可等を取得すべき機材の確認について

- (1)各々が事務手続きを所掌する1件500万円以下の購入資機材の中に、法令の定めによる輸出許可等を取得すべき品目があるか否かを確認するため、直近の入札案件（「随意契約案件を含む」以下同じ）より、別紙様式にて必ず確認願います。
- (2)上記以外の入札案件については、現行どおり調達部が行います。
- (3)なお、本件確認を実効あらしめるため、各部総括課に担当者を置くなどして、入念なチェック体制をしかれるよう配慮願います。

2. 業務手続きの進め方について

- (1)別紙様式（1セット）を、入札説明会又は随意契約交渉段階で、商社等に趣旨説明と共に手交し、売買契約締結時に提出させます。
- (2)別紙様式の該当項目が「B」又は「C」の場合には、輸出許可等取得に係る申請書発出決裁を通達（総）第58号（昭和62年12月11日）に基づき所掌担当部で起案し、調達部長及び調達部機材課長に必ず合議願います。
なお、右決裁にあたっては、別紙様式（写）を必ず添付して下さい。
- (3)上記(2)の手続等が全て終了した後、関連決裁文書（写）1部を調達部宛提出願います。
- (4)なお、本件に関する問合せ等は、調達部機材課とします。

3. その他

- (1)現在、別紙様式による本件確認方法を、売買契約書上も明確にするため検討中ですが、確定次第別途連絡します。

(2)なお、本年3月末日をもって廃止された旧共産圏向のココム規制規制に代わり、本年10月を目途に、新しい国際的輸出規制の枠組みが関係諸国間で進められておりますが、その間の暫定的な規制実施の為、「外国為替管理令」及び「輸出貿易管理令」の一部が改正され、本年7月6日より施行される予定です。これに伴い、本件の取扱い上留意すべき点や通達改正の必要性等があれば別途検討の上連絡することとします。

以上

《添付資料》

- ①様式「輸出貿易管理令及びその他法令に定める輸出許可等を取得すべき機材の確認について」
- ②「外国為替及び外国貿易管理法の改正に伴う機材調達・輸送に係る事務手続きについて」
(昭和62年12月11日通達(総)第58号)(略)
- ③「輸出に関する他法令一覧表」
- ④「戦略物資等の購送における留意点について」
(平成6年5月30日開催の機材業務改善委員会配布資料抜粋)
- ⑤「平成5年度輸出及び役務取引許可申請該当実績表」(略)
- ⑥「外国為替管理令及び輸出貿易管理令の一部改正等について」

平成 年 月 日

.....殿

国際協力事業団
部 課
(担当.....)

輸出貿易管理令及びその他法令に定める輸出許可等を取得すべき機材の確認について

貴社の参加する入札案件（随意契約案件を含む）に係る機材を仕向地へ輸送するに際しましては、標記輸出貿易管理令及びその他法令に定める輸出許可等を取得すべき機材の有無を確認する必要がありますので、誠にお手数ながら、別紙様式に記入のうえ、売買契約締結時に当事業団宛提出して下さい。

なお、記入にあたりましては、貴社内でのご検討はもとより、機材納入メーカー等関連先とも十分協議、確認のうえ、遺漏なきよう宜しくお願い致します。

(メーカー用)

平成 年 月 日

国際協力事業団 殿

会社名 ㊦

輸出貿易管理令及びその他法令に定める輸出許可等を取得すべき機材の確認について

【売買契約案件名】 _____

標記に関し、以下のとおり報告致します。

(該当項目を丸で囲む)

- A. 今回の売買契約における機材には、法令に定める輸出許可等を取得すべき品目はありません。
- B. 今回の売買契約における機材のうち、表1の品目につき輸出貿易管理令に定める輸出許可を取得する必要があります。
- C. 今回の売買契約における機材のうち、表2の品目につき関税法第70条のその他法令に定める輸出許可等を取得する必要があります。

(表1)

機材 番号	商 品 名	型式・等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量
			別表1 貨物番号	別表2 貨物番号		

国際協力事業団 殿 会社名 _____ ④

輸出貿易管理令及びその他法令に定める輸出許可等を取得すべき機材の確認について

【売買契約案件名】 _____

標記に関し、以下のとおり報告致します。

(該当項目を丸で囲む)

- A. 今回の売買契約における機材には、法令に定める輸出許可等を取得すべき品目はありません。
- B. 今回の売買契約における機材のうち、表1の品目につき輸出貿易管理令に定める輸出許可を取得する必要があります。
- C. 今回の売買契約における機材のうち、表2の品目につき関税法第70条のその他法令に定める輸出許可等を取得する必要があります。

(表1)

機材 番号	商 品 名	型式及び等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	価 格		製 造 メーカ名
			別表1 貨物番号	別表2 貨物番号			単 価	総 額	

(表2)

機材 番号	商 品 名	型式及び等級	該当法令名及び条項	単位	数量	価 格		製造メーカー名
						単価	総額	

以上

(メーカー用)

(記入例)

平成 年 月 日

国際協力事業団 殿

会社名 ○○○製作所 ㊞

輸出貿易管理令及びその他法令に定める輸出許可等を取得すべき機材の確認について

【売買契約案件名】 ○○○○事業による○○○国○○○○○○○○○向け○○機材

標記に関し、以下のとおり報告致します。

(該当項目を丸で囲む)

- A. 今回の売買契約における機材には、法令に定める輸出許可等を取得すべき品目はありません。
- B. 今回の売買契約における機材のうち、表1の品目につき輸出貿易管理令に定める輸出許可を取得する必要があります。
- C. 今回の売買契約における機材のうち、表2の品目につき関税法第70条のその他法令に定める輸出許可等を取得する必要があります。

(表1)

機材番号	商 品 名	型式・等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量
			別表1 貨物番号	別表2 貨物番号		
3	マルチプロトコルータ NP100	HN-9301-E4	9-(1)		1 set	1 set
	以下余白					

国際協力事業団 殿

会社名 ○○○○株式会社

輸出貿易管理令及びその他法令に定める輸出許可等を取得すべき機材の確認について

【売買契約案件名】 ○○○○事業による○○○国○○○向け○○○機材

標記に関し、以下のとおり報告致します。

(該当項目を丸で囲む)

- A. 今回の売買契約における機材には、法令に定める輸出許可等を取得すべき品目はありません。
- B. 今回の売買契約における機材のうち、表1の品目につき輸出貿易管理令に定める輸出許可を取得する必要があります。
- C. 今回の売買契約における機材のうち、表2の品目につき関税法第70条のその他法令に定める輸出許可等を取得する必要があります。

(表1)

機材 番号	商 品 名	型式及び等級	輸出貿易管理令		単位	数量	価 格		製造メーカー名
			別表1 貨物番号	別表2 貨物番号			単価	総額	
3	マルチプロトコルルーターNP100	HN-9301-E4	9-(1)		1set	1set	774,000	774,000	○○○製作所
17	安全キャビネットB-4	J500-DX	3-(2)		IPC	2PCS	422,000	844,000	○○○工業
	以下余白								

(表2)

機材 番号	商 品 名	型式及び等級	該当法令名及び条項	単位	数量	価 格		製造メーカー名
						単価	総額	
8	信号器用バッテリー液	希硫酸	麻薬及び向精神薬取締 法第50条第27項	1kg	92kg	1,650	151,800	〇〇製薬
19	金型自由曲面加工用プログラム ソフト	FAPT-DIE3	外国為替及び外国貿易 管理令第25条第1項外 為令別表6-3-5	1式	1式	988,000	988,000	〇〇〇〇社
	以下余白							

以上

輸出に關する他法令一覽表

区分	法令名	規制対象	規制目的	税関の確認種類等	
関税法 第70条第1項	1 ① 外国為替及び外国貿易管理法 ① 輸出貿易管理法 (通)	イ、 特定貨物及び特 定地域 ロ、 特定取引 ハ、 決済方法 支払手段等 貨物及び地域 特定商標貨物 重要文化財 主要食糧 蚕種 指定鳥獣 特殊鳥類又はその卵 大麻 覚せい剤 麻薬 あへん アルコール 生きている植物等 犬 牛、馬、豚、鶏等 指定貨物 特定貨物 生糸 真珠	戰略物資、国内需給物資、輸出秩序維持物資、輸出禁制品及び國際協定による規制物資の輸出規制 委託加工契約輸出の規制(中小企業保護、國際協定遵守) 特殊決済方法による支払の規制 支払手段等の管理、調整 不公正な輸出入取引防止並びに輸出入取引の秩序の確立 輸出入向中小企業製品の海外市場の声価維持 重要文化財の輸出禁止 國民食糧の確保及び國民經濟の安定 国内需給の確保 鳥獣の保護及び狩猟の適正化 絶滅のおそれのある鳥類の保護 保健衛生上の危害防止及び取締り	輸出許可証、輸出承認証 輸出承認証 輸出承認証 輸出許可証 輸出取引承認書 検査証明書 (文化庁) 輸出許可書 輸出許可書 輸出許可書 鳥獣適法捕獲証明書(採) 特殊鳥類輸出認定書(採) 輸出許可書 輸出許可書 輸出許可書等 輸出委託証明書等 アルコール売渡証 合格証明書等 輸出検査証明書 輸出検査証明書 輸出検査証明書 デザイン認定証明書 品位検査証、正量検査証 検査証	
	関税法 第70条第2項	2 ② 外国為替管理法 (大)			
		3 輸出取引法 (通)			
		4 輸出中小企業製品統一商標法 (通)			
		5 文化財保護法 (文)			
		6 食糧管理法 (農)			
		7 蚕糸業法 (農)			
		8 鳥獣保護及狩猟ニ關スル法律 (総)			
		9 特殊鳥類の譲渡等に関する法律(綜)			
		10 大麻取締法 (厚)			
		11 覚せい剤取締法 (厚)			
		12 麻薬及び向精神薬取締法 (厚)			
		13 あへん法 (厚)			
		14 アルコール専売法 (通)			
		15 植物防疫法 (農)			
		16 狂犬病予防法 (農)			
1 輸出検査法 (通)					
2 輸出品デザイン法					
3 蚕糸業法 (農)					
4 真珠養殖事業法 (農)					

※ (総) …総理府 (大) …大蔵省 (文) …文部省 (厚) …厚生省 (通) …通産省 (環) …環境庁

戦略物資等の購送における留意点について

「輸出貿易管理令」(政令)別表第1に記載されている特定の種類の貨物(いわゆる戦略物資)を輸出する場合には通商産業大臣の輸出許可を必要とします。

輸出貿易管理令別表第1(以下、「別表第1」とします)には、1から15に区分された物資が記載されており、1が武器輸出関連品目、2が原子力関連品目、3が化学兵器関連品目、3の2が生物兵器関連品目、4がミサイル関連品目、5～14までは主にココム(旧共産圏諸国への輸出)規制関連品目、15が特定国輸出規制品目となっています。

過去、当事業団が実施する機材供与事業の中に、別表第1に該当する機材が少なからずあり、この場合には輸出許可取得のための手続きが必要となり、機材によっては長時間を要するケースもあります。

また、別表第1に該当する可能性の高い機材を第三国(先進国)で調達する方法が検討された例がありますが、この場合においても当該第三国で我が国と同様の輸出許可取得が必要であり、こうした事務手続きに不慣れなJICA先進国事務所が行うことには無理があるとの判断から、本邦調達に切り替えて実施しました。

このように、機材供与事業の迅速な実施に際しては、本邦調達か現地調達かを問わず、供与予定機材が別表第1に該当する可能性があるか否かの情報を迅速に収集すること、及び該当する場合には必要な書類を早急に整えることが重要と考えられますので、各事業部においても、別表第1に定められた輸出規制対象となる戦略物資について理解を深めていただくとともに、以下の諸点について留意いただきたいと思います。

なお、ココム(Coordinating Committee)は、1994年3月末をもって終了しており、従来のココム規制関連品目の規制に関する我が国の今後の対応については政府内で検討中とのことです。手続きの簡素化の可能性はあるものの、現在の規制内容が大きく変わることはないとの見方が有力です。また、上記のとおり別表第1にはココム以外の対象品目も多いことから、供与機材の選定に際しては、当該機材が別表第1に該当するかどうかを、引き続き厳正にチェックする必要があります。

〈留意すべき事項〉

1. 機材選定の段階において、別表第1に規定された戦略物資に該当する可能性があるか否かについて、できるだけメーカー等から情報を入手し、可能性がある場合はその旨仕様書の備考欄に記載して下さい。
2. 輸出許可の申請が必要となった場合には、相手国政府の受け入れ機関から、当該機材を「軍事目的に転用とない」、「再販売及び再輸出しない」旨を約した「最終需要者(End User)証明書」が申請書類として必要となるため、早急に先方機関から取りつけて下さい。
なお、輸出許可申請時に、通産省から当該機材を必要とする技術協力事業の概要、当該機材の使用目的等について説明を求められることがありますので、その場合には協力方お願いします。
3. 輸出許可を得て供与した機材については、上記にあるとおり、使用場所、使用目的、用途、再販売、再輸出等に制限が課せられることとなりますが、そのような制限の下に供与されるものであることを、先方機関に対して十分に説明する必要があります。
4. 別表第1に記載された戦略物資に該当する可能性のある機材の第三国での調達については、輸出許可の取得等の手続きを不慣れな事務所が行うこととなり、多大な時間を要したり、取得が困難となるような事態も予想されることから、原則的にはこれを行わないこととします。

したがって、第三国調達を行うか否かの判断のためには、購送する機材が戦略物資に該当するか否かをいち早く知ることが肝要であるので、該当する可能性がある場合は事前に調達部機材課と協議するようお願いいたします。

以上

外国為替管理令及び 輸出貿易管理令の一部改正等について

平成6年6月
通商産業省

1. ココムを巡る動き

- (1) 本年3月のココム・ハイレベル会合において、関係諸国は、旧共産圏向けのココム規制を3月末日をもって廃止し、これに代わり、通常兵器と関連資機材を扱う新たな国際的輸出規制の枠組みを10月を目途に設立すべく、関係諸国間で協議を進めることに合意。
- (2) 同時に、新たな枠組み設立までの間、
 - ①旧ココム品目のうち一部の機微な品目についての規制参加国を除く全地域向けの輸出の規制、
 - ②機微品目以外の旧ココム品目についての懸念4ヶ国（イラン、イラク、リビア、北朝鮮）向け輸出の規制、
 - ③機微品目以外の旧ココム品目についての懸念4ヶ国及び規制参加国を除く全地域向け輸出の規制能力の確保、を内容とする暫定的な規制を実施することについて合意。

2. 今回の改正の内容

従来、旧ココム規制品目を定めた輸出貿易管理令別表第1の5から14の項の貨物は、旧共産圏等向け輸出を対象に、外為法第48条第1項で規制していたところ。

今般暫定規制を実施するため、これを以下の3つに改編。

- (1) 旧ココム品目のうち機微な品目を現行5から14の項から抜き出して新15の項に列挙し、規制参加国を除く全地域向けを対象に第1項で規制。
- (2) 機微品目を除く旧ココム品目が残った新5から14の項については、規制対象地域を紛争の懸念が大きい国として合意された懸念4ヶ国（イラン、イラク、リビア、北朝鮮）のみに限定して、第1項で規制。
- (3) 機微品目を除く旧ココム品目の懸念4ヶ国及び規制参加国を除く全地域向けの輸出について、新たに第3項承認制を導入。

なお、第1項の規制対象となる機微品目及び懸念4ヶ国向け規制については、引き続き第2項で迂回防止の為の規制を実施。

3. その他（手続の一部改正等）

- (1) 一般包括許可及び特定包括許可等の一部改正
- (2) 輸出許可・承認申請窓口の変更 等

7-4 「中国における輸入禁止品目に係る機材供与について」

(平成元年4月24日付け
総務課長から各部・事務局総括課長あて通知)

中国の国家科学技術委員会から別紙のとおり国家輸入禁止機材リストの通知を受けた。については右輸入品目に係る機材供与については、事前に中国側(受入れ窓口：関連各部・担当部・局)の許可取得後に、購送手続きを行うよう管下職員に周知願います。

以上

別紙

中華人民共和国国家科学技術委員会
JICAによる供与機材関係の国家輸入禁止機材リスト

- 1 ※乗用車 (箱形小型乗用車 (Saloon型)、マイクロバス、ジープ)
- 2 映像設備 (撮影機、ビデオデッキ、テレビ、カメラ、テープ・レコーダー)
- 3 耐久消費財 (クーラー、電気冷蔵庫)

上記輸入禁止機材の輸入が必要となる場合は、先に中国側関係部門から許可を得なければならない。その具体的手続きは中国側受入れ部門が行うこととする。

※1988年1月より右ハンドルの車輛については、輸入禁止となっている。

7-5 「ラオスにおける外国人による車両の取り扱いについて」

（平成9年12月11日付け
在外事務所課長から各部・室・事務局及び）
国際協力総合研修所総括課長あて通知

ラオス国においては、平成10年1月1日から「外国人による車両の取り扱いに関する新規則」が施行されます。ついては、専門家等在外赴任者に対し周知願います。

以上

別添：「外国人による車両の取り扱いに関する新規則」／ラオス外務省

GA-617 2/2

外国人による車両の取り扱いに関する規則
ラオス外務省

施行： 1998年1月1日

- * 250cc以下のバイク・セダン車・ピックアップ・15席以下のミニバスは輸入可能
- * 中古車・右ハンドル車・250cc以上のバイクの輸入は一時的 (temporary basis) なものとする。
- * 中古車は3年以下のもののみ輸入可能

- * 個人用の車は一人につき1台だけ輸入税や輸入に関するその他の料金を免除
- * ラオスに赴任後6ヶ月間だけ車の輸入税や輸入に関するその他の料金を免除
- * 輸入前にラオス外務省から許可を取る

車のナンバー・プレート

- CD 大使や大使館員 (Diplomats)
- TT その他の大使館員など
- UN UNの公用車や職員の手
- IT その他の国際機関の公用車や職員の手

- * 輸入した車を売ることができるのは輸入後3年経ってからか、任期を終えてラオスを去るとき
- * 外国人や国際機関の間で車の売買をするときには税金免除
- * 一時的 (temporary basis) に輸入された中古車・右ハンドル車・250cc以上のバイクは所有者のラオスでの任期が終わったら直ちに輸出する (Owners shall re-export the vehicles from the Lao PDR at once.)

第8章 輸送

8-1	「専門家の携行機材及び調査団の調査用資機材の輸送方法並びに輸送契約に係る経理処理等について」(昭和57年通達(経)第10号) 199
8-2	「海送及び空送貨物取扱料金基準単価表の改定について(通知)」(平成7年5月31日付け調達部長通知) 201
8-3	「海送貨物取扱料金基準単価表の改定について(通知)」(平成7年11月30日付け調達部長通知) 204

8-1 「専門家の携行機材及び調査団の調査用資機材の輸送方法並びに輸送契約に係る経理処理等について」

(昭和57年2月26日通達 (経) 第10号)
(経理部長から関係各部・事務局長あて)
最終改正 昭和61年4月4日

専門家（青年海外協力隊隊員を含む。以下同じ。）の携行機材及び調査団の調査用資機材の輸送方法並びに輸送契約に係る経理処理等については、下記によることとする。

記

(携行機材等の輸送方法)

- 第1 専門家の携行機材（以下「携行機材」という。）及び調査団の調査用資機材（直営の調査団が携行する調査用資機材。以下「調査用資機材」という。）の輸送方法は、次の各号に定めるところによるものとし、アナ・カンにより輸送する場合は、経済性及び任国における機材の引取りの便宜のため、極力「前送」によるよう努めるものとする。
- (1) 長期派遣専門家（派遣期間が1年以上の専門家をいう。）の携行機材の輸送は、原則として、アナ・カン、エア・カーゴ又は海送により行うものとする。
- (2) 短期派遣専門家（派遣期間が1年未満の専門家をいう。）の携行機材及び調査団の調査用資機材の輸送は、アナ・カン又はエア・カーゴによるものとするが次のいずれかに該当する場合は、エクセスによることができるものとする。
- イ 専門家の派遣決定の時期から派遣時までには時間的余裕がない場合
- ロ 機材の調達に日時を要するため派遣の直前でなければ機材が納入されない場合
- ハ 他の輸送方法では任国における機材の引取りに日時を要するため専門家等に機材が適時に到着しないと判断される場合

(経理処理)

- 第2 前項に規定する輸送方法による場合の輸送契約に係る経理処理は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 第1第1号の規定に基づき機材を輸送するときは、事前に支出負担行為（見積書添付）を行い、事後に支出依頼（請求書添付）を行うものとする。
- (2) 第1第2号の規定に基づきアナ・カン又はエア・カーゴにより機材を輸送するときは、支出負担行為（見積書添付）を行い、事後に支出依頼（請求書添付）を行うものとする。ただし、アナ・カンの「前送」による場合（輸送料金が1,600,000円を超えない場合に限る。）であって、専門家の派遣時までには時間的余裕がないときは、同時・精算によることができる。
- (3) 第1第2号の規定に基づき、エクセスにより機材を輸送するときは、次に定めるところによる。
- イ 輸送しようとする機材の輸送金額が1,600,000円を超えない場合は、同時・精算とする。ただし、機材を相手国に輸送するに際して業務通関を必要とする場合においては、業務通関に要する料金と輸送料金を同一の支出負担行為・支出依頼書により処理すること。
- ロ 輸送しようとする機材の輸送料金が1,600,000円を超える場合は、事前に支出負担行為（見積書添付）を行い事後に支出依頼（請求書添付）を行うものとする。
- (4) 第2号ただし書及び前号イの規定に基づき同時精算により経理処理を行う場合においては、機材の輸送後速やかに（おおむね1週間程度をめぐりに）支出負担行為・支出依頼書を回付しなければならない。

(派遣決定時期等の明示)

第3 第1第1号の規定に定める原則によらない場合並びに第2第2号及び第3号の規定に基づいて同時・精算により経理処理を行う場合は、支出負担行為書又は支出負担行為・支出依頼書において、専門家又は調査団の派遣決定時期（又は機材の納入時期）及び専門家の派遣期間その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。

(在外事務所等への事前連絡)

第4 機材をエクスレスにより輸送する場合には、事前に当該国の在外事務所等に対し、品目、数量、梱包の個数等必要な事項をテレックス等により連絡するものとする。

(携行機材等と個人の身の回り品との区別)

第5 輸送方法のいかんを問わず、事業団の経費（（目）携行機材費、（目）資機材購送費等）により輸送する機材は、あくまで専門家の業務又は調査団の調査業務に直接必要なものに限られるので、専門家又は調査団員の身の回り品などが混入することのないよう機材の検収等に際して十分確認するものとする。

8-2 「海送及び空送貨物取扱料金基準単価表の改定について（通知）」

（平成7年5月31日付け調第5-244号。
調達部長から関係各部・室・事務局長あて通知）

海送及び空送貨物取扱料金に係る基準単価表については、平成7年6月1日以降の取扱
いについて、別紙1及び2のとおり改定することとしますので、周知願います。

なお、今回の基準単価表の改定は、下記の通関手数料の改定に伴うものです。

記

1. 海送貨物

項 目	内 訳	変更前単価	変更後単価
通関手数料（簡易通関）	1件につき	¥4,000	¥4,200

2. 空送貨物

項 目	内 訳	変更前単価	変更後単価
通 関 手 数 料	1件につき	¥5,600	¥5,900
簡 易 通 関 手 数 料	1件につき	¥4,000	¥4,200

以 上

海送貨物取扱料金基準単価表

(平成7年6月1日改定)

項 目	内 訳	単 価
通関手数料 (簡易通関)	1件につき	¥4,200
船積料	1m ³ 当り	¥8,700
保税上屋保管料	1日1m ³ 当り	¥80
書類作成料	1件につき	(1件当り機材額500万円以上) ¥20,000 (1件当り機材額500万円未満) ¥10,000
検量証明書発行手数料	3通につき 4通より1枚につき	¥1,057 ¥299
輸出許可申請料	1件につき	¥30,000
特大品船積料 (割増料) 1M ³ 当り単価	5 ~ 15m ³ 5千~ 15千Kgs 12 ~ 16m	¥450
	15 ~ 50m ³ 15千~ 50千Kgs 16 ~ 20m	¥900
	50m ³ 以上 50千Kgs 以上 20m 以上	¥1,350
危険・有害物品取扱料	1船積につき 7行 1 ~ 15まで	¥22,000
	16 ~ 50まで	¥28,000
	51 以上	¥33,000
領事査証申請料	1件につき	実 費
アルゼンチン領事認証料	1件につき	¥15,000

(注) 1. 船積料には横持料を含む。(従来含まれていた搬入後15日までの保税上屋保管料は除く。)

2. 通関料および書類作成料は、船積み1港につき1件とする。

3. 本単価表に規定のない項目については、見積書提出の上、別途協議する。

空送貨物取扱料金基準単価表

(平成7年6月1日改定)

項 目	内 訳	単 価
通 関 手 数 料	1件につき	¥5,900
簡易通関手数料		¥4,200
国内運送料 新宿 → 成田	10Kgs まで	¥1,340 (¥1,150)
()内は輸送業者の営業所、 倉庫へ持ち込み料金	10Kgs 超 10Kgs 毎に	¥130 (早見表による)
荷 造 料	10Kgs まで	¥1,160
ダブルカートン	10Kgs超 20Kgsまで	¥1,580
(特殊梱包、木箱は別途実費)	20Kgs 超 10Kgs 毎に	¥290
TACTターミナル料金	10Kgs 当り単価	ミニマ ¥400
	200Kgs 未満	¥180
	200～500Kgs 未満	¥170
	500～1,000Kgs 未満	¥155
	1,000～5,000Kgs 未満	¥140
	5,000Kgs 以上	¥125
I A F Aターミナル料金	最低料金 10Kgs 当り	ミニマ ¥200 ¥48
書 類 作 成 料	1件につき	(1件当り機材額500万円以上) ¥10,000 (1件当り機材額500万円未満) ¥5,000
A W B 作 成 料	1件につき	¥200
輸出承認(許可)申請手数料	1件につき	¥20,000
温度管理品手数料	1件につき	¥16,000
A) 危険有害品取扱手数料 (航空会社支払分 : 免税扱い)	1個につき 最低料金 最高限度額	¥2,000 ¥10,000 ¥30,000
B) 危険有害品取扱手数料 (業者支払分 : 課税扱い)	1件につき	¥10,000
領事査証申請料	1件につき	実 費
アルゼンチン領事認証料	1件につき	¥15,000

- (注) 1. 本単価表に規定のない項目については、見積書提出の上、別途協議する。
 2. 国内運送料(新宿→成田)については、100円未満の端数が生じた場合は100円に切り上げる。
 3. I A F Aターミナル料金については、10円未満の端数が生じた場合は10円に切り上げる。

8-3 「海送貨物取扱料金基準単価表の改定について（通知）」

（平成7年11月30日付け調第11-191号。）
 調達部長から関係各部・室・事務局長あて通知

海送貨物取扱料金に係る基準単価表については、平成7年12月1日以降、別紙のとおり改定することとしますので、周知願います。

なお、今回の基準単価表の改定は、下記の検量証明書発行手数料の改定に伴うものです。

記

1. 海送貨物

項 目	内 訳	変更前単価	変更後単価
検量証明書発行手数料	3通につき	¥1,057	¥1,105
	4通より1枚につき	¥ 299	¥ 312

以 上

海送貨物取扱料金基準単価表

(平成7年12月1日改定)

項 目	内 訳	単 価
通関手数料 (簡易通関)	1件につき	¥4,200
船積料	1m ³ 当り	¥8,700
保税上屋保管料	1日1m ³ 当り	¥80
書類作成料	1件につき	(1件当り機材額500万円以上) ¥20,000 (1件当り機材額500万円未満) ¥10,000
検量証明書発行手数料	3通につき 4通より1枚につき	¥1,105 ¥312
輸出許可申請料	1件につき	¥30,000
特大品船積料 (割増料) 1M ³ 当り単価	5 ~ 15m ³ 5千~ 15千Kgs 12 ~ 16m	¥450
	15 ~ 50m ³ 15千~ 50千Kgs 16 ~ 20m	¥900
	50m ³ 以上 50千Kgs 以上 20m 以上	¥1,350
危険・有害物品取扱料	1船積につき アイテム 1 ~ 15まで	¥22,000
	16 ~ 50まで	¥28,000
	51 以上	¥33,000
領事査証申請料	1件につき	実 費
アルゼンチン領事認証料	1件につき	¥15,000

- (注) 1. 船積料には横持料を含む。(従来含まれていた搬入後15日までの保税上屋保管料は除く。)
2. 通関料および書類作成料は、船積み1港につき1件とする。
3. 本単価表に規定のない項目については、見積書提出の上、別途協議する。

第9章 保険求償

- 9-1 「資機材の保険求償について」(昭和52年通達(経)第38号) …… 209
- 9-2 「供与機材の購送に係る海外保険等の求償金の管理及び処理について」(昭和52年通達(経)第24号) …… 210

9-1 「資機材の保険求償について」

(昭和52年7月20日通達(経)第38号)
(経理部長から関係部長あて)

専門家等が機材を検収した結果、盗難、破損及び漏損等が生じ、その報告等に基づき関係各部が保険求償を依頼する場合は、別紙様式に機材検収調書、専門家等よりの事務連絡、保険証券等必要書類を添付して提出されるよう、管下職員に周知方願いする。

別紙様式

保険求償手続依頼書

平成 年 月 日

契約担当役

殿

部 課長

国 向供与
機材に係る保険求償依頼について

標記の件に関し、下記のとおり保険求償手続を依頼致します。

記

- 1 品目、仕様及び数量 別添リストのとおり
- 2 年度区分 当年度・繰越 (いずれかに○印)
- 3 支出科目 費 費
- 4 積荷関係書類等 別添添付

9-2 「供与機材の購送に係る海外保険等の求償金の管理及び処理について」

(昭和52年5月12日通達(経)第24号)
経理部長から関係部・室・事務局長あて

最終改正 昭和56年4月1日

標記について、昭和52事業年度から、下記のとおり実施することとしたので、了知されたい。

記

第1 供与機材の購送に係る海外保険等の求償金を受領した場合には「保険求償預り金」として経理し、当該求償金に係る支払いは、保険求償預り金から支弁するものとする。

第2 求償金の範囲内で再購送が不可能な場合には、再購送完了済の他の求償金の不用額を充当するものとする。
なお、他の求償金の不用額に不足ある場合には、年度末において総額をもって一括予算措置をとるものとする。

第3 受領した求償金に係る供与機材の再購送等を事業年度末までに完了していない場合を除き、毎事業年度末において保険求償預り金残高を国庫預り金に振替経理するものとする。

第4 保険求償預り金に係る経費の受入れ、払出しにあたっては、国際協力事業団会計細則(昭和51年国協達第6号)に定める収入依頼書、支出負担行為書及び支出依頼書を併用して使用するとともに、調達部管理課に備え付けの保険求償金補助簿に登録するものとする。

第10章 現地調達

10-1	「機材の現地調達について」(昭和52年通達(経)第59号)	213
10-2	「海外におけるプロジェクト基盤整備費、応急対策費、専門家生活環境整備費、専門家防犯施設整備費、機材供与費及び携行機材費の執行について」(昭和52年通達(経)第45号)	214
10-3	「技術協力機材現地調達の実施について(通知)」(平成7年2月10日付け経理部長、調達部長通知)	216
10-4	「現地調達の当面の実施指針について(通知)」(平成7年12月26日付け経理部長、調達部長通知)	218
10-5	「現地調達における支払い方法について」(平成8年9月24日付け調達部長通知)	230
10-6	「機材現地調達にかかる銀行保証について」(平成8年10月21日付け調達部長通知)	232

10-1 「機材の現地調達について」

（昭和52年11月11日通達（経）第59号
総裁から関係部・室 事務局長、関係機関の
長あて

最終改正 昭和61年4月4日

在外事務所長及び「会計細則において指定する会計役以外の者に会計役の職務を行わせる場合の取扱いについて」（昭和62年通達（経）第37号）によって会計役の業務の委任を受けた者（以下「在外事務所長等」という。）が、機材供与費（資材等を含む。以下同じ。）及び携行機材費によって、任国において行う機材の調達（以下「現地調達」という。）は、国際協力事業団会計規程（昭和50年規程第11号）その他別に定めるもののほか、下記によらるたい。

記

（現地調達の要件）

第1 在外事務所長等は、次の各号の一に該当する場合は、機材を現地調達することができるものとする。

- (1) 当該機材が、現地における専門家の業務に緊急に必要であるため、本邦からの購送を待っては、著しく支障をきたすと認められる場合
- (2) 当該機材が、任国において輸入を禁止され、若しくは制限されている場合又は国産品の使用を奨励されている場合
- (3) 当該機材が危険品、著しい温度管理品又は破損しやすい物品等であるため現地調達が合理的と認められる場合
- (4) 機材本体の購送業務終了後、緊急に一部の機材の追加を必要とする事態が発生し、その補充が現地で可能な場合
- (5) 現地調達が、価格、アフターサービス等の点で有利であると認められる場合

（機材供与費による現地調達）

第2 事業部長は、機材供与費に係る機材について現地調達することが相当であると認められた場合は、契約担当役に対し、国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号。以下「会計細則」という。）第54条第1項に定める資金前渡手続を在外事務所長等に対して行うよう申請するものとする。この場合において、事業部長の申請は、同条第2項に定める会計役からの申請とみなす。

2 前項に定める申請を受けた契約担当役は、必要と認める場合は、資金前渡の手続を行うものとする。

（携行機材費による現地調達）

第3 在外事務所長等は、携行機材費に係る機材の現地調達を行う場合にあっては、所要額を算定し、会計細則第54条第2項に定める前渡資金交付申請手続を関係の事業部長を経由し契約担当役に対して行うものとする。

2 前項に定める申請を受けた契約担当役は、必要と認める場合は、資金前渡の手続を行うものとする。

10-2 「海外におけるプロジェクト基盤整備費、応急対策費、専門家生活環境整備費、専門家防犯施設整備費、機材供与費及び携行機材費の執行について」

（昭和52年10月26日通達（経）第45号）
（ 総裁から関係部・室・事務局長、関係機関の 長あて ）

最終改正 平成6年6月22日

事業団の予算のうち、経済協力費の海外における執行は、従来、在外事務所経費及び専門家の一般現地業務費の支出が中心であったが、近時、プロジェクト基盤整備費（モデルインフラ整備費）、現地業務費の一部としての応急対策費等の事業費的経費の支出が増大する傾向にあり、また近く供与機材の現地調達も実施の予定である。これら事業費的経費の執行に当たっては、比較的規模の大きい物品、施設等の取得、処分等を伴うこととなり、従来からの現地業務費の支出手続によることは適当でないと認められるところ、プロジェクト基盤整備費、応急対策費、専門家生活環境整備費、専門家防犯施設整備費、機材供与費（資材費を含む。）及び携行機材費の執行については、当分の間、ほかに定めるもののほか、下記により処理されたい。

記

（適用経費）

第1 この通達は、次の各号に掲げる経費（以下「事業費等」という。）について適用する。

- (1) プロジェクト基盤整備費
- (2) 応急対策費
- (3) 専門家生活環境整備費
- (4) 専門家防犯施設整備費
- (5) 機材供与費（資材費を含む。）
- (6) 携行機材費

（事業費等の執行の主体）

第2 海外における事業費等の執行は、原則として、会計役（在外事務所長）が行うものとする。

2 在外事務所が設置されていない国又は事業場所が在外事務所所在地と著しく遠隔である場合は、「会計細則において指定する会計役以外の者に会計役の職務を行わせる場合の取扱いについて」（昭和62年通達（経）第37号。以下「会計役委任通達という。」）の定めるところにより、派遣専門家等に国際協力事業団会計規程（昭和50年規程第11号）第10条第1項第8号に定める会計役の業務を委任し、執行させることができるものとする。

3 前2項に定めるほか、事業の執行に当たり、必要と認める場合には、会計役委任通達の定めるところにより派遣専門家等に会計役の業務を委任することができる。この場合において、委任を受けた派遣専門家等は、随時、所管の在外事務所長（会計役）の指示を受けて行うものとする。

なお、専門家等をして事業の立案、予定価格の設定、契約等のすべての業務を行わせる場合は、原則として、企画関係の業務を行う者と契約関係の業務を行う者を別々に委任することにより、会計の相互牽制原則の実をはかるものとする。

第3 総裁は、事業費等の執行に当たり、必要があると認めた場合には、役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為を行わせることができる。

(事業費等の執行の原則)

第4 事業費等の執行に当たっては、会計規程、国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号）、その他会計諸規程の定めるところにより処理するものとする。

(会計役の経理処理等)

第5 会計役又は会計役の業務の委任を受けた者は、事業費等の執行により取得した物品等の処理については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 第1に定める経費によって取得した物品等の経理については「開発途上地域に対する技術協力の実施並びに青年の海外協力活動促進のために派遣される人員等の携行する機材及びこれら地域に供与される機材並びに設置される技術協力センターの機材設備に係る固定資産の特別経理について」（昭和62年通達（経）第18号）に準じて処理するものとする。
- (2) 物品を取得した場合には、物品管理簿に登録するものとする。また、毎事業年度末又は事業終了時に物品取得報告書を提出するものとする。
- (3) 物品の管理に当たっては、「調査用資機材管理細則」（昭和51年国協達第28号）第9条から第11条までの規定を準用する。
- (4) 建物を処分する場合には、国際協力事業団不動産管理細則（昭和51年国協達第8号）第22条の規定を準用するものとする。土地を処分する場合にあっても同様とする。

(機材供与に係る現地調達)

第6 会計役又は会計役の委任を受けた者が機材供与費により機材を現地調達する場合には、上記第4によるほか、当該機材を相手国政府等に供与する場合にあっては引渡しに先立ち、機材供与報告書を現地在外公館に提出し、当該在外公館を通じて供与しなければならない。すなわち、機材供与費は、相手国政府の要請を受けて機材を供与するものであるから、在外公館を介して所定の手続をとる必要がある。しかし、携行機材の供与については、在外公館を介する手続は必要としない。

10-3 「技術協力機材現地調達の実施について（通知）」

平成7年2月10日付け
（ 経理部長、調達部長から関係部・室・事務 ）
局長、関係機関の長あて通知

在外事務所における機材調達（現地調達）については、納品までの迅速性、調達後のアフターケアあるいは価格の優位性等、一定の要件を満たす場合においては、従来からその促進を図ってきているところです。

これら機材の調達方法については、多くの場合が会計規程第49条第12号の規定を根拠とし、随意契約により実施されている現状にあると思われませんが、現地調達においても本邦における調達と同様に、公正性及び競争性の確保が求められることは当然です。したがって、機材の調達に当たっては、可能な限り会計規程第47条又は48条に基づき一般競争若しくは指名競争をもって契約相手先を決定することが原則であり、随意契約は契約の目的・内容等から見てそれらに依り難い場合に採られる契約形態であると解釈すべきと考えます。

つきましては、上に述べた趣旨を踏まえ、今後の現地調達のあり方について見直し改善を行うこととしていますが、当面の現地調達の実施に当たっては、平成6年3月作成の「現地調達の手引」に整理されている会計規程ほか関連諸規程の定めるところに則して行うことをあらためて確認いただくと共に、下記の事項に留意しつつ取り進めるようお願いいたします。

記

1 現地調達の申請方法

(1) JICA本部への現地調達の申請は次の方法によることとします。

① JICA事務所が存在する国にあっては、プロジェクト方式技術協力事業（以下「プロ技」という。）及びミニプロジェクト方式技術協力事業（以下「ミニプロ」という。）の場合はプロジェクト・リーダー若しくはその代行者（以下、リーダー等という。）が、専門家派遣事業の場合は専門家が、当該任国の事務所長宛て申請書を提出。当該事務所が申請内容を審査の上、適当と判断した場合は業務公信により所管の事業部長に対して申請を行う。

② 事務所が存在しない国にあっては、プロ技及びミニプロの場合はリーダー等が、専門家派遣事業の場合は専門家が、それぞれ所管の事業部長に対して申請を行う。

(2) 申請書への記載事項は以下の通りとします。

① 購入予定金額

② 現地調達とする具体的理由（現地調達実施要件への該当理由を含む）

③ 調達方法

一般競争、指名競争、随意契約の別

・ 指名競争の場合：指名（予定）者数及び指名（予定）業者名

・ 随意契約の場合：随意契約とする理由、見積取付業者数及び業者名（特に契約の性質または目的により契約の相手方が特定している場合は、その具体的な理由及び契約（予定）業者名）

④ 我が方の契約予定者

事務所が存在する国であって、事務所長以外の者が契約者となる場合は、その理由を明記します。

(3) 申請書への添付資料は以下の通りとします。

① 「現地調達申請機材一覧」（「現地調達の手引」付属資料（Ⅲ）（1））

② 調達機材仕様書（銘柄指定がある場合は、具体的な指定理由を明記）

③ 見積り状況一覧（上記②調達機材仕様書に記入することで替えても良い）

※ 見積書の添付は不要です。

2 本部における現地調達承認決裁手続き

(1) 所管事業部長は、在外事務所長又はリーダー等若しくは専門家からの現地調達申請書を受領後、申請内容・理由等を詳細に検討し、現地調達が相当であると認めた場合は、現地調達承認及び示達・資金前渡申請の決裁伺いを起案（資金前渡の場合は「支出負担行為書・支出依頼書（同時）」に伺いを添付）しますが、伺いには案件名、支出科目等の一般的事項のほか、以下の事項を具体的に明記することとします。

①現地調達とする理由（現地調達の要件への該当理由を具体的に記載。特に要件第5「価格、アフターサービス等の点で有利であると認められる場合」を理由とする場合は、単価100万円以上の品目について、本邦における購入価格との比較結果を必ず添付します。）

②調達方法（随意契約とする場合はその具体的理由）。

（ただし、調達方法の承認については現地事務所長の裁量の範囲とし、所管事業部長に対する通報事項とします。）

(2) 本決裁伺いは、経理部財務第一課、調達部管理課及び機材課への合議とします。

3 現地調達実施におけるその他の留意点

(1) 随意契約により調達を行う場合は、できるかぎり2者以上の見積りを取り付けることを原則とし、これが困難な場合はその理由を明らかにしておくものとします。

(2) 機材の納品時には機材検査を行い、検査調書を作成することが必要です。

以 上

10-4 「現地調達の当面の実施指針について（通知）」

（平成7年12月26日付け調（共）第12-144号）
（ 経理部長、調達部長から各部・室・事務局長、在外事務
 務所長あて通知）

現地調達改善検討の背景・経緯及び現地調達実態調査の結果を踏まえ、公正性、競争性及び透明性を確保して現地調達を適正に実施していくために必要な、実行可能な、調達方式のあり方、現地調達の要件の解釈、申請・承認までの手続き、承認後の在外事務所における手続き等を内容とする、当面の実施指針を下記のとおり取りまとめました。

については、現地調達の実施にあたり、会計規程他関連諸規程の定めるところに則して行うことをあらためて確認いただくとともに、本指針に記載の事項に留意しつつ取り進めるようお願いいたします。

記

1 現地における調達方式

現地における調達方法については、多くの場合が会計規程第49条を根拠として、随意契約により実施されている。現地調達の実態に関するアンケート調査、現地調査の結果でも、JICAが調達する機材の特殊性（多品目、多品種、少量）もあり、かつ現地の商習慣、現地業者の能力、事務所の体制、事務所の情報蓄積の不足等から、一部の国を除いては競争入札の実施経験はなく、また、すぐにこれを導入できる状況にはないことが確認された。

そこで、ここでは、当面、随意契約で現地調達を実施していく中での留意事項（事務所における基本的な決裁方法・経理処理、専門家とJICA事務所の業務分担、前払いの取扱い等）を示すものとする。（競争入札の実施については、今後の課題として、この方向へ進めていくための諸準備の提案（現地の業者リストの整備、現地で購入可能な機材のリストの整備等）を行っている。）

随意契約の実施にあたっては、現地調達改善検討の主旨から、会計規程第49条の「（12）外国で契約するとき」だけの説明では不十分であるので、この理由により随意契約とする場合には必ず具体的な現地事情（任国において当該機材を扱う業者が複数存在しない、現地の商習慣から入札の実施が不可能と認められる等）等の事由を確認し、記録しておく必要がある。

また、随意契約による場合でもなるべく2者以上から見積書を徴さなければならないが、当該機材を扱う業者が複数存在しない場合には1者の見積書をもって足りることとし、ただし、その際も選定経緯を記録しておくものとする。また、仕様の詰め、注文、納品（検査）、及び支払いの各段階の業務を異なった人物が行うことを励行することが重要であり、止むを得ない場合でも支払いとその他の業務の担当者は必ず分ける必要がある。

2. 現地調達要件

現地調達要件は「機材の現地調達について」（昭和52年11月11日通達（経）第59号）により次のとおり定められている。

在外事務所長等は、次の各号の一に該当する場合は、機材を現地調達することができるものとする。

- (1) 当該機材が、現地における専門家の業務に緊急に必要であるため、本邦からの購送を持っては著しく支障をきたすと認められる場合
- (2) 当該機材が、任国において輸入を禁止され、若しくは制限されている場合又は国産品の使用を奨励されている場合
- (3) 当該機材が危険品、厳しい温度管理品又は破損し易い物品等であるため現地調達が合理的と認められる場合
- (4) 機材本体の購送業務終了後、緊急に一部の機材の追加を必要とする事態が発生し、その補充が現地で可能な場合
- (5) 現地調達が、価格、アフターサービス等の点で有利と認められる場合

実際の現地調達の申請及びその承認段階での検討に当たっては、今後は、以下のとおり要件の解釈を統一するものとする。

なお、技術協力の実施に必要な機材を現地調達とするか、本邦購送とするかの判断にあたっては、どちらの方法が当該機材を用いて行う技術協力の目的の達成のために効果的であるかの検討がまず行われる必要がある。そのためには現地調達を行う場合の現地の状況、制約条件等を十分把握した上で、本邦調達の場合の諸条件との比較をする必要がある。在外事務所は現地調達の申請時に現地事情—現地調達の場合の具体的な優位性等—を確認し、本部事業部へも連絡する。

(1) 「緊急」の解釈

現地調達要件の(1)及び(4)が緊急性を理由とするものであるが、どのような場合を「緊急」と認めるかについては明確な定義がない。そこで、本案においては、以下の場合に「緊急」を理由として現地調達を行うことができるものとする。

- 1) 地震等自然災害や火事等の不慮の事故により、活用中の機材が使用不能となり、この代替あるいは部品・消耗品等を緊急に手当しないと技術移転等の目的が達成できない場合

(この場合には、在外事務所においてこの理由の適用の妥当性をチェックした上で、できるだけ説明資料（自然災害の情報等）を添付して本部に対し申請を行う。）

- 2) プロジェクトの協力期間または専門家の任期との関係から、緊急に当該機材を調達しないと技術移転の目的が達成できない場合

参考例

- ・ 短期専門家の指導に必要であり、緊急に調達しないと、同専門家派遣の目的が達成できない。
- ・ 調査用資機材で、緊急に当該機材を調達しないと、調査の実施に支障を来す。
- ・ プロジェクトの協力期間が残り1年であり、緊急に当該機材を調達し、指導を行わないと、協力終了後にその機材を利用したプロジェクトの活動に支障を来す。
- ・ プロジェクトの立ち上がりの時期で、緊急に当該機材を調達しなければ協力活動の実施に支障を来す。
- ・ R/Dの変更等により、プロジェクトの活動内容が変わったため当初計画になかった機材が必要となり、当該機材を緊急に調達しなければ、プロジェクトの活動に支障を来す。

(この場合には、事務所、専門家等の都合によることなく、事業の計画的な実施によっても避け得なかったものかどうかという観点から本要件の適用の妥当性を検討する必要があるので、在外事務所及び担当事業部はこの点を十分チェックの上、申請書及び承認決裁伺いの中でその妥当性を説明する。)

(2) 「納期」についての考え方

現地調達申請の中で現地調達の要件として「納期」が短いことをあげている例が多い。しかし、納入の迅速性は現地調達の要件として明文の形で規定されていない。現地調達申請例の中には、納期が短いことを理由としながら、具体的な説明としては「緊急に調達しなければプロジェクトの目的が達成できないため本邦調達では間に合わず、一方現地には当該機材の代理店に在庫があり、即納できる。」ので現地調達としたい、としているものがある。この場合は要件の(1)に該当するので現地調達できることになる。このように、個々の申請の中で、具体的に、現地調達でなければ間に合わないことを説明し、「納期」ではなく「緊急性」(要件の(1)または(4)に該当)を理由に現地調達とすることが妥当と考えられる。(納期が短いというだけでは現地調達の要件には該当せず、緊急性が認められて初めて要件に該当する。)

(3) 「価格、アフターサービス等の点で有利」の解釈について

少なくとも価格、アフターサービスの両方で有利な場合とする。

ただし、価格調査の結果同程度と認められる場合には、アフターサービスも含めた総合的な検討を行い、現地調達とするか本邦調達とするかの判断を行う。

(4) 本邦価格の調査の実施基準について

現地調達の要件の(5)を理由に現地調達を行う場合には、本邦価格の調査を実施する。(本部担当事業部が実施)

本邦価格の調査を実施するか否かの基準は以下のとおりとする。

- 1) 1品目の単価(次年度計画作成時、または現地調達申請時の現地での購入予定価格)が100万円以上の機材について、現地での見積価格との比較のための目安としての本邦での参考価格を極力調査する。
- 2) 現地生産品もしくは第三国製品で、本邦で一般に流通してなく、また、JICAでの調達実績もないために本邦価格の調査が困難な機材については、その旨を明記して、価格比較を行わずに、アフターサービスの優位性の判断だけで現地調達とすることができる。
- 3) 本邦での価格は、メーカーによるEX-GODOWN価格、過去2年間での購入実績価格、あるいはカタログ価格に以下の輸送費を加えた額とする。

(購入実績価格は機材情報管理システムを活用して調査する。)

アジア地域	機材価格の5%
中南米地域	機材価格の9%
中近東地域	機材価格の5%
大洋州地域	機材価格の15%
アフリカ地域	機材価格の14%
東欧地域	機材価格の12%

(5) アフターサービス等で有利な場合の解釈

現地調達申請例では、具体的にどのようなアフターサービスが期待できるかの説明がなく、ただ、“現地調達だからアフターサービスの点で優れている”としているものが多い。しかし、調達において価格との関係から総合的に判断して現地調達とするか本邦調達とするかを決定するためには、具体的にどのようなアフターサービスを受けられるのかを明確にしておく必要がある。

アフターサービスで有利な場合の例としては、一般的には、契約書上無償にて一定期間の保証を確保できる場合、あるいは当該機材のメーカーの支店、代理店が現地にあり、修理、保守・点検が迅速に行えることに加え部品供給も迅速に行える場合等が考えられる。さらに本邦調達との比較という意味では、当該機材が使用可能になる前のサービス（引き取り手続き、据付、試運転、操作方法の訓練等）も含めて考えるべきであろう。（現地調達の要件の“アフターサービス等”の“等”がこのようなサービスを意味すると解釈する。）

(6) 在外事務所からの現地調達の申請にあたっては上記（1）から（5）の解釈により申請内容を確認するとともに必要な情報を申請書とあわせて連絡する必要がある。また、申請を受けた本部担当事業部では承認手続きにあたって、これらの解釈により、主に技術協力の目的達成という観点から申請内容をチェックし、現地調達とするか本邦調達とするかの判断を行う。

(7) 現地調達が適当と考えられる機材例

機材を現地調達とするか本邦調達とするかは、上記の要件の解釈により、個々の申請について本部事業部及び在外事務所が中心となって検討するが、これまでの調達事例から、以下のような機材については現地調達が適当と考えられる。（参考例）

- ・ 現地において一般に使用され、市場性があり入手が容易な機材（事務機器等）
- ・ 頻繁なメンテナンスが必要な機材（コピー機等）
- ・ 本邦においては当該機材の購入が不可能又は著しく困難であるため、現地調達が合理的と認められる機材
- ・ 使用有効期限が短い物品（薬品等）
- ・ 本邦価格の方が高いことが明らかで、かつ本邦調達とする理由が認められないことが明らかな機材（洋書等）

3 現地調達申請・承認までの実施手順

前述の要件の解釈にしたがって申請・承認手続きを行う際の、各段階での留意事項を含めた実施手順は次のとおりである。

プロジェクト・リーダー、専門家

次年度機材供与計画（案）の作成（プロジェクト専門家）

次年度機材供与計画（案）を策定するとともに現地調達を行うことが望ましい機材についてその理由と品目をあきらかにする。通常、機材供与計画は前年度において次年度の計画を策定しているが、本邦調達とするか、現地調達とするかについても、原則として予めの想定をしておくものとする（但し、年間計画に含まれなかった機材を現地調達しようとする場合は、その都度申請を行うものとする）。

在外事務所長

機材供与計画案の在外事務所とプロジェクト専門家の協議

在外事務所は、専門家等から提出された機材供与計画（案）について、現地調達の要件や適正な調達の可能性等をチェックし、必要に応じ専門家と協議・修正の上、計画案として確定する。

在外事務所から本部事業部長に対し機材供与計画（案）を送付

本部担当事業部長

本部事業部とプロジェクト専門家による供与計画（案）のすりあわせ

外務省（大蔵省）協議

在外事務所長

プロジェクト・リーダー、専門家

現地調達機材に関する仕様、数量の確認（事業部<・・・>プロジェクト専門家）

現地調達機材に関する価格調査（事業部）

現地調達が適切と判断された機材について本邦での価格を調査する。
（価格調査の対象機材及び方法は上記2の（4）によるものとする。）

価格調査結果等の通知（事業部<・・・>プロジェクト専門家）に

本邦での価格調査結果を現地に通報する。

在外事務所長

プロジェクト・リーダー、専門家

現地における価格調査等（JICA事務所及びプロジェクト専門家）

現地において、見積りの徴取等により価格調査を行うとともに調達方法（競争入札か随意契約か）につき調査・検討し、現地調達の要件を満たすか否かの判断を行う。

資金前渡あるいは示達申請（プロジェクト専門家<・・・>JICA事務所<・・・>事業部長

現地調達の要件を満たすと判断された機材について、調達品目、仕様、現地調達理由等を明らかにした申請を行う。

本 部 担 当 事 業 部 長

事業部における価格調査
年間計画に含まれていなかった個別の申請の場合、この段階で本邦での価格を調査する。（価格調査の対象機材及び方法は上記2の（4）のとおりとする。

現地調達承認決裁、資金前渡あるいは示達申請

調 達 部 長 （ 合 議 ）

経 理 部 長 （ 合 議 ）

本 部 契 約 担 当 役

資金前渡あるいは示達

在 外 事 務 所 長

4. 在外事務所における事務処理

現地調達申請までの手続きの流れは上記3のとおりであり、この中で在外事務所が行う事務処理は次のとおり。

(1) 年度別機材供与計画案の送付

専門家等が作成した案をチェックし、専門家との協議により計画案を作成の上、本部へ送付する。

この段階で、本邦調達と現地調達の区分、現地調達の場合の想定される調達方式（競争入札、随意契約等）も検討し、計画案に記載する。

(2) 現地調達申請

1) 仕様・数量等の確認

仕様・数量等に関して本部から紹介があった場合には、これを専門家等に伝え、専門家等と協議の上回答を作成し、本部へ送付する。

2) 価格調査の実施及び現地調達の適否の検討

3) 現地調達申請決裁（示達あるいは資金前渡申請）

(3) 示達あるいは資金前渡通知受理

(4) 調達手続き

上記通知を受理した後、以下の手続きにより対象機材の現地調達を行う。

調達方式（入札、随契）については、申請段階で検討済みであるが、本部での現地調達の承認は調達方式まで承認するものではないので、この段階で事務所で決裁をとる必要がある。

調達方式別の手続きは次のとおり。

1) 一般競争入札

本邦調達の場合のガイドラインを参考に実施する。

（「技術協力分野の機材調達に係る一般競争入札方式の試行的実施のためのガイドライン」参照）

2) 指名競争入札

本邦調達の場合のガイドラインを参考に実施する。

（「技術協力分野の機材調達に係る指名競争入札の試行的実施のためのガイドライン」参照）

3) 随意契約

① 調達方式の決定

（調達方式案、見積依頼先・提出期限等、仕様書）

② 予定価格の作成

（予定価格調書・下調書・積算基礎）

③ 契約の締結

（支出負担行為書、契約書案、内訳書、見積状況調書、見積書）

④ 機材検収の実施、機材検収調書の作成

⑤ 請求書の受理、支払い

上記の調達手続きの実施において、各項目を相互にチェックし、事故等の発生を防止するため、在外事務所内でできる限り複数の立場で業務を分担し、相互に牽制できる体制とすることが不可欠である。在外事務所業務担当班、経理担当班等に分担して手続きを実施する場合の参考フローは次のとおり。

①一般競争入札

業務担当班：プロジェクト専門家と協議のうえ仕様書作成
経理担当班：仕様書を基に調達方法の決裁を起案
業務担当班（合議）
経理担当班：見積依頼、見積書の徴取
経理担当班：予定価格の作成
経理担当班：入札案件の公告、参加申請書の受理・審査 ・信用度の確認（経営状態）
経理担当班：入札の執行、契約相手方の決定
業務担当班（合議）
経理担当班：契約の締結
業務担当班または経理担当班：機材検取の実施、機材検取調書の作成
経理担当班：請求書の受理、支払い

②指名競争入札

業務担当班：プロジェクト専門家と協議のうえ仕様書作成
経理担当班：仕様書を基に調達方法の決裁を起案
業務担当班（合議）
経理担当班：見積依頼、見積書の徴取
経理担当班：予定価格の作成
経理担当班：入札会実施の決裁、指名通知 ・入札会参加指名者の決定
経理担当班及び業務担当班：入札説明会の実施（専門家も参加する）
経理担当班：入札の執行、契約相手方の決定
業務担当班（合議）
経理担当班：契約の締結
業務担当班または経理担当班：機材検取の実施、機材検取調書の作成
経理担当班：請求書の受理、支払い

③随意契約（見積合わせ）

業務担当班：プロジェクト専門家と協議のうえ仕様書作成

経理担当班：仕様書を基に調達方法の決裁を起案

見積依頼先の決定

業務担当班（合議）

経理担当班：予定価格の作成

購入予定金額が160万円を超える場合に予定価格を作成する。

経理担当班：見積依頼、見積書の徴取

経理担当班：価格交渉、契約相手方の決定

業務担当班（合議）

経理担当班：契約の締結

・契約金額が200万円未満の場合には、契約書の作成を省略し、注文書、注文請書により処理することができる。

業務担当班または経理担当班：機材検収の実施、機材検収調書の作成

経理担当班：請求書の受理、支払い

④随意契約（特命）

業務担当班：プロジェクト専門家と協議のうえ仕様書作成

経理担当班：仕様書を基に調達方法の決裁を起案

・契約相手方の決定

業務担当班（合議）

経理担当班：予定価格の作成

購入予定金額が160万円を超える場合に予定価格を作成する。

経理担当班：見積依頼、見積書の徴取

経理担当班：価格交渉

業務担当班（合議）

経理担当班：契約の締結

・契約金額が200万円未満の場合には、契約書の作成を省略し、注文書、注文請書により処理することができる。

業務担当班または経理担当班：機材検収の実施、機材検収調書の作成

経理担当班：請求書の受理、支払い

5 調達手続きに関する留意事項

(1) 指名競争入札を実施する場合の指名の留意事項

- ・指名は、原則として見積書を取り付けた事業者を対象とする。
- ・会計規程においては、指名者数はなるべく5者以上を指名することとなっているが、指名する者が5者に満たない場合は、最低3者を指名する（但し実際の入札においては、最低2者の応札で入札は成立する）。

(2) 随意契約の実施に係る留意事項

- ・購入が可能な相手先が複数存在しない場合に随意契約とする。但し、現地の商習慣として入札を行うことが定着していない国では、相手先が複数存在する場合においても随意契約によることを妨げない。

(3) 仕様書の作成に係る留意事項

- ・仕様書は、機材の使用目的が明確な記載とする。

(4) 予定価格の作成・決裁

- ・予定価格は、次の情報から作成する。
 - * 電話や実際調査あるいはカタログ（現地での）による調査による品目毎の最低価格の合計
 - * 複数の見積もり取り付けが可能な場合は、各見積もりの品目毎の最低価格の合計額
 - * 1者の見積もりしか取り付けられない場合は、電話や実際調査による市場価格と取り付けた見積価格の品目毎の最低価格の合計額
 - * 相手国政府機関が過去に実施した当該機材の入札における落札価格も参考にできるものとする。

(5) 契約

- ・契約者は、事務所長（契約担当役または会計役）とする。
ただし、プロジェクト・サイトが遠隔地であり事務所長を契約者とする事務手続きに著しい支障が生じると判断される場合には、事務所が十分な指示・監督を行い適正な経理処理の実施が担保されることを条件に、臨時会計役を委嘱・任命の上、契約者をプロジェクト調整員（またはこれに代わる専門家）とすることができる。
また、在外事務所のない国であっては、臨時会計役に指名された者とする。
- ・先方契約相手方は、代表権のある者あるいはその委任を受けた者とする。

(6) 前払い

- ・リスクを回避する観点から前払いはできる限り行わないこととするが、現地の商習慣等によりやむを得ず前払いを行う場合は以下によるものとする。
 - ①会計規程43条は、機材の購入契約においては「外国から購入する物品の代価」に限り前払いが可能としているので、現地調達においては現地代理店等を通じ当該国外から輸入する物品を購入する場合に限り前払いを可とする。
 - ②前払いを行った場合は、原則として、銀行、保証会社等の保証を取り付けるものとする。
 - ③上記によれない場合、もしくは前払い金が契約金額の40%を超える場合は、あらかじめ申請時に理由を付し、会計細則第69条に基づき総裁の承認を得る。
 - ④保証に必要な経費は、あらかじめ現地調達申請時の購入予定金額に含めるものとする。

(7) 機材検収

- ・機材検収は在外事務所員が検査職員となり、これに専門家(必要に応じC/P)が立ち会って実施するものとする。プロジェクト・サイトが遠い等の理由で事務所員の実施が困難な場合には、十分な指示・説明を行った上で検収の実施を専門家に委託できるものとする。ただし、この場合でも事務所員は、専門家が記入した検収調書の内容を確認し、押印する。
- ・機材検収調書の原本は在外事務所にて保管する。

(8) 支払い決裁

- ・支払いにあたっては、本邦調達の場合と同様に、支出負担行為書、納品書、請求書、機材検収調書等必要証憑書類を添付して、支払いの決裁を行い、JICA事務所が納入業者に対し、直接支払うこととする。

6 本邦からの支援

(1) 機材情報管理システムの整備 (調達部)

- ・システム整備を現在実施中であり本年度末までに、平成4～6年度の調達機材のデータ整備が完了する予定であるので、このデータを早急に在外事務所でも活用できるようにし、仕様書作成の参考とする。

(2) 機材カタログの送付 (調達部及び事業部)

- ・カタログ送付はこれまでも行ってきているが、より現場のニーズにあった内容とし、プロジェクト等における使用書作成での活用を促進する。(調達部は分野別の総合カタログを送付し、個別機材カタログ等より具体的なニーズには事業部が対応する。)

7 先進国事務所からの支援

現地調達を実施する在外事務所からの要請に応じて、情報支援(カタログ等機材に関する情報、先進国に所在する業者、メーカーの情報等)を行う。

8 その他

今後の現地調達をさらに効果的に実施していくために、在外事務所では、以下の調査、リスト作成等を進めていく。

(1) 取引可能業者リストの作成

随意契約の相手先の選定、見積依頼先の選定の参考のために、各在外事務所では、取引実績のとりまとめ、現地の信用調査機関の活用による調査等により、取引可能業者のリストを作成する必要がある。なお、このリストは、競争入札を実施する場合には、本邦で作成している「競争参加有資格者名簿」と同様な位置づけで活用できるものである。

なお、本邦における「競争参加有資格者名簿」の作成にあたっては、登録申請時に業者に以下の書類の提出を求めている。

- ・営業経歴書(営業内容、営業の沿革、営業所・海外支店一覧、業務組織、工事又は生産経歴、役員及び資本、主たる取引先等。個人にあつては、その者の営業経歴書等)
- ・財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録、個人にあつては、収支計算に関する書類)
- ・登記簿謄本
- ・納税証明書

(2) 現地で調達可能な機材のリストの作成

これまでの現地調達実績をもとに、現地で購入可能な機材のリストを作成、整備し、プロジェクト等より申請のあった機材の本邦調達／現地調達の妥当性の検討に活用する。

(3) 現地の一般的な（特に官公庁）の調達方式の調査

JICA事務所では競争入札は実施していない国でも、その国の政府機関の調達が入札により実施されている場合もあり、必ずしもその国の商習慣として競争入札が適さないとは言えない。今後は各在外事務所がそれぞれの国で一般に行われている調達方式を調査し、適正な調達方式の導入の検討に役立てる必要がある。

10--5 「現地調達における支払い方法について」

(平成8年9月24日付け調(共)第9--44号
調達部長から関係各部長、全在外事務所長あて通知)

先般、ブラジル事務所から、現地調達における支払い方法に関し、「在外事務所が現地業者を通じて機材を購入するが、調達先と支払先(口座振込)が日本である場合、現地調達として扱うことができるか」との照会がありました。

現状では、この調達方法を明確に禁止する規程等はありません。しかし、この方法には、現地調達とする必然性がないことや、本邦調達において一般競争入札を導入するなど適正な調達の実施に努めている中で、在外において、一般競争入札等によるものであればともかく随意契約等によるこのような現地調達が認められると、現地調達が適正な本邦調達手続きを回避する方途として使われる恐れもあること等、いくつかの問題点があげられます。

現地調達については、本年度も引き続き、総務部、経理部、調達部が中心となって改善検討を行っていますが、本件の取扱いについて3部で協議した結果、上記のような問題点があることから、今後はこれを承認しない方向で検討を進めてゆくこととなりました。ブラジル事務所へ別紙のとおり連絡しましたので、お知らせするとともに、関係各部、在外事務所においては右事情理解のうえ、現地調達に関する手続きを取り進めるようお願いいたします。

以上

別紙
PR483号
平成8年8月22日

ブラジル事務所長殿

調達部長

現地調達機材の照会について（回答）

関連文書：8月8日付貴事務連絡FAX

照会のあった”現地業者を通じて購入するが、調達先と支払先が日本”という方法は、問題なしとは考えていません。

現状では、この調達方法を明確に禁止する規程等はありません。また、現地調達の申請段階では、現地に既に輸入されている物を購入し現地業者に支払いを行うのか、或いは、現地業者がJICA事務所との売買契約締結後、日本から輸入するのか、さらに支払方法については、現地業者に支払うのか、或いは日本の業者に支払うのかが明瞭に示されていない例が多いのが実情です。しかしながら、この調達方法には、①送金手数料が二重にかかること、②調達先、支払先が日本ならば、なぜ本邦調達としないか（現地調達とする必然性がないこと）、③貴事務連絡FAXによれば、「価格は日本の市場価格で調達するより格段に安いことが多い」とあるが、同一品、同一仕様の物を同じ条件で厳密に比較しても本当にそうなるのか疑問があること、④本邦調達においては一般競争入札を導入するなど適正な調達の実施に努めているが、在外において、一般競争入札等による調達であればともかく随意契約等によるこのような現地調達が認められると、現地調達が適正な本邦調達手続きを回避する方途として使われる恐れもある、等の問題点があげられます。

本部では、本年度も引き続き、総務部、経理部、調達部が中心となり、現地調達の改善検討を行っており、照会のあった件についても検討の対象となっていますが、上記問題点等があることから、今後はこれを承認しない方向で検討を進めていますので、貴事務所においても事情理解のうえ、プロジェクト調整員等にも適宜説明願います。

なお、現地調達と本邦調達の区別について明確な基準はありませんが、通常は契約手続きを実施する場所によって使い分けています。つまり、現地事務所が契約を行う場合は「現地調達」、ブラジル国で実施中のプロジェクトの機材を本部で買って送る場合は「本邦調達」となります。また、例えばアメリカ事務所で売買契約を行いブラジルへ送る場合は「第三国調達」と呼んでいます。

本件を現地調達として扱えるかどうかというよりも、これが適切な調達方法かどうかという観点から検討すれば、一般的には採用し得ない方法と思料されます。

また、貴地業者が本件調達方法を責任国国内法対策（例えば節税対策等が考えられる）の一環として採用しているとすれば、JICAが「違法」行為に関与していると見られる恐れがありますので、この点については法律上の問題として確認のうえ回報願います。

以上

10--6 「機材現地調達にかかる銀行保証について」

（平成8年10月21日付け調共第10--83号。）
（調達部長から関係各部長、在外事務所長あて通知）

機材の現地調達に際し、前払いを必要とする場合の銀行保証の取り付けに関して、インドネシア事務所より、別紙1のとおり連絡がありました。同事務所で採用している方法は、売買契約締結後に、業者が銀行保証書を取りつけ、JICAは業者からの請求書とともにこの銀行保証書を受領した後に前払いを行う、というものです。

この方法は、平成7年12月26日付で経理部長、調達部長の連名で通知した「現地調達の当面の実施指針について」において、調達手続きに関する留意事項の一つとして説明している銀行保証等保証の取り付けの必要性の主旨（前払いを行う場合のリスクの回避）に照らして適当であると判断されます。このため、同事務所に対し、別紙2のとおり回答しましたのでお知らせします。

なお、個々の現地調達申請について、前払いを行う場合に銀行保証を取り付けるかどうかの確認は、従来どおり必要です。したがって、関係各部において同事務所からの現地調達申請を受領した場合には、「銀行保証を取り付ける」旨の記載を確認のうえ、承認手続きをとって下さい。

以上

別紙1
PR-1280号 1/1
平成8年10月8日
URGENT

調達部長殿

インドネシア事務所長

インドネシアにおける供与機材等現地調達手続き

関連文書：社協部あてSC-640号・SC-832号

標記に関し、プロ技各事業部より再三問合せがありますが「イ」国においては、調達を行う際に前払いを必要とする場合、商習慣上、売買契約締結以前に業者から銀行保証書を取り付けることは出来ません。

当事務所では、前払いを必要とする場合は、契約締結後、業者が契約書の写しを銀行に提出して、銀行保証書を受け取り、その銀行保証書に請求書を添えてJICA事務所へ提出、当事務所ではこれら必要書類を受理した後に前払いを実施しております。

上記、当任国の特殊事情にご理解をいただき、標記に係る当事務所での事務処理の周知方よろしくお願いいたします。

以上

写し配布希望先：プロ技各事業部
開発調査各部
派遣事業部

別紙2
PR1753号 1/1
平成8年10月21日

インドネシア事務所長殿

調達部長

機材現地調達にかかる銀行保証について

関連文書：貴電PR-1280号

標記の件に関し、前払いを必要とする場合の銀行保証については、引用貴電で連絡のありました方法で差し支えありません。なお、個々の機材現地調達申請に際し、前払いを必要とする機材がある場合には、現地調達申請書に「銀行保証をとりつける」旨を明記願います。

以上

第11章 措置

11-1	「契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成5年通達（経）第47号） 237
------	--------------------------------------	-----------

11-1 「契約に係る指名停止等の措置要領について」

(平成5年9月10日通達(経)第47号)

総裁から各部・室・事務局長あて

最終改正 平成9年9月12日

「契約競争参加者等資格審査要領について」(昭和55年通達(経)第2号)及び「調査業務に係る契約に参加を希望するコンサルタント等の登録について」(昭和55年通達(無調)第28号)に基づき契約競争参加有資格者として国際協力事業団(以下「事業団」という。)に登録されている個人又は法人の指名停止等に関する措置は、平成5年9月10日から別紙「契約競争参加者指名停止等措置要領」により取り扱うこととする。

なお、「コンサルタント等との契約に係る指名停止の措置要領について」(昭和63年通達(調)第75号)は、廃止する。

別紙

契約競争参加者指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「契約競争参加有資格者の措置に係る審議委員会の設置について」(平成5年通達(経)第46号)に基づき設置される審議委員会が、事業団の契約に係る指名停止等の措置を審議する場合に必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 事業団は、契約競争参加有資格者(契約競争参加者等資格審査事務取扱要領(昭和55年通達(経)第2号別紙)第7条第2項に規定する契約競争参加有資格者及びコンサルタント等登録基準(昭和55年通達(無調)第28号別紙)第8条に規定するコンサルタント等として適格と認められる者をいう。以下同じ。)が別表の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該契約競争参加有資格者について指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止の期間中、国際協力事業団会計規程(昭和50年国協達第11号)第10条に規定する契約担当役は、契約のため指名を行う場合、当該指名停止に係る契約競争参加有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る契約競争参加有資格者が現に指名されている場合は、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 事業団は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき契約競争参加有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人について、指名停止を併せ行うものとする。

2 事業団は第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の契約競争参加有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、指名停止を併せ行うものとする。

3 事業団は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る契約競争参加有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 契約競争参加有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期又は長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 契約競争参加有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第10号又は第11号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を超え3箇年を経過するまでの間に、別表第10号又は第11号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (3) 別表第12号から第15号までのいずれかの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を超え3箇年を経過するまでの間に、別表第12号から第15号までのいずれかの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 契約競争参加有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 契約競争参加有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 指名停止の期間中の契約競争参加有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

（指名停止の措置対象地域の特例）

- 第5条 事業団は、契約競争参加有資格者が別表第7号又は第9号の措置要件に該当する場合において、当該契約競争参加有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、地域を限定して指名停止を行うことができる。
- 2 事業団は、前項の規定により地域を限定して指名停止を行った契約競争参加有資格者の指名停止の期間中、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかになったときは、当該契約競争参加有資格者について指名停止の措置対象地域を変更することができる。

（指名停止の解除）

- 第6条 事業団は、指名停止の期間中の契約競争参加有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められたときは、当該契約競争参加有資格者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止の通知）

- 第7条 事業団は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、第5条第2項の規定により指名停止の対象地域を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、当該契約競争参加有資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2又は様式第3により通知するものとする。ただし、総裁が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 事業団は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が事業団が締結した契約に基づく業務（以下「契約業務」という。）に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（契約業務以外での使用等）

- 第8条 契約競争参加有資格者の指名停止の期間中は、契約業務以外の事業団による業務においてもその使用等を差し控えることができるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 事業団は、指名停止の期間中の契約競争参加有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、国際協力事業団会計規程（昭和50年規程第11号）第49条第1項第8号、第10号及び第14号に該当する場合は、あらかじめ総裁の承認を受け、随意契約の相手とすることができる。

(下請等の禁止)

第10条 事業団は、指名停止の期間中の契約競争参加有資格者が契約に係る全部若しくは一部の下請負人となり、若しくは受託し、又は当該契約の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 事業団は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該契約競争参加有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 事業団は、前項の規定により措置を受けた契約競争参加有資格者が、当該措置を受けた日から1箇年を経過するまでの間に、前項の規定による措置を受ける事態を繰り返した場合は、別表各号に定める期間の範囲内で指名停止を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成5年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年9月12日から施行する。

措 置 基 準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 契約業務に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑業務)</p> <p>2 契約業務を過失により粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 契約業務において、瑕疵があると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>4 事業団以外の者と契約を締結した業務(以下「一般業務」という。)を過失により粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 第2号に掲げる場合のほか、契約業務の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>6 契約業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>7 一般業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者又は負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(業務関係者事故)</p> <p>8 契約業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>
<p>9 一般業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、一般業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が事業団の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格者の役員で前号に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格者の使用人で前号に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 箇月以上12箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が事業団の役職員以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(独占禁止違反行為)</p> <p>12 一般業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>13 契約業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>14 一般業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2 箇月以上12箇月以内</p>
<p>15 契約業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3 箇月以上12箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>16 前各号に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をし、契約業務の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約業務の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p>

殿

国際協力事業団
総裁

指 名 停 止 通 知

このたび、貴 が ① ことは、誠に遺憾であります。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意方お願いします。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告方お願いします。）

記

- 1 指名停止の期間： ③
- 2 指名停止の対象地域： ④
- 3 指名停止の理由： ⑤

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を記載する。
- 2 ②は、第7条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、地域又は第5条で定めた地域を記載する。
- 5 ⑤には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

国協（ ）第 ー 号
平成 年 月 日

殿

国際協力事業団
総裁

指名停止期間（対象地域）変更通知書

平成 年 月 日付け国協（ ）第 ー 号をもって指名停止を行った旨を通知したところですが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間（対象地域）変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間（対象地域）：
- 2 変更後の指名停止の期間（対象地域）：
- 3 変 更 理 由：

様式第3号（第7条関係）

国協（ ）第 一 号
平成 年 月 日

殿

国際協力事業団
総裁

指名停止解除通知書

平成 年 月 日付け国協（ ）第 一 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところですが、このたび、当該指名停止を解除したので通知します。

JICA